

# コーポレートガバナンス方針

制定 2015年10月

改正年月

2018年9月

コーポレートガバナンス方針（以下「本方針」という。）は、明治グループ（以下「当社グループ」という。）が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、明治ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組みおよび運営指針を定めるものである。

## 1. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、「食と健康」に関わる企業グループとして、お客さまの日々の「生活充実」に貢献することを理念の中心に据え、これに向けて「おいしさ・楽しさ」の世界を拡げ「健康・安心」への期待に応え、常に一步先を行く価値を創り続けることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目指す。

当社は、この実現に向けて、持株会社である当社のガバナンスの下で「食と健康」に関わる事業会社がグループの連携を保ちつつ自律的に経営することを、グループ経営の基本的な考え方とする。

この考え方の下、当社の主な役割をグループ全体の経営戦略の推進と最適体制の構築および事業会社の経営の監督とする一方、事業の執行は事業会社へ適切に委任することで、グループ内で経営の監督と事業の執行を基本的に分担し、これに即して、取締役会をはじめとするグループのガバナンス体制を整備し、運営する。また、当社は監査役会設置会社を採用し、取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、経営の客観性と透明性をより高める。

## 2. 株主総会

- ①当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、株主がその権利を円滑に行使できる環境を整える。
- ②当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うための情報を的確に開示する。

### 3. 株主との対話

当社は、株主との対話に積極的、主体的に取り組み、株主との建設的な対話を促進する。また、対話全般は、IR 広報部門が所管し、当該部門の担当役員が統括する。

### 4. 株主以外のステークホルダーとの関係

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が、お客さま、社会、取引先、従業員をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーと適切に協働する。

### 5. 適切な情報開示

当社は、当社グループの財政状態や経営成績などの財務情報に加え、経営計画、経営課題、リスク、ガバナンスなどに係る非財務情報も積極的、主体的に開示する。

### 6. 取締役会の役割

- ①取締役会は、グループ理念の実現、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率などの改善を図るべく、当社グループ全体戦略の策定・推進、事業会社の経営の監督を行うとともに、独立した客観的な立場から、経営陣および取締役に対する実効性の高い監督を実行する。
- ②取締役会は、指名委員会を通じて、グループの経営陣の後継者計画について適切に監督する。
- ③取締役会は、議案について多角的かつ十分な検討を行い、経営の公正性・透明性を確保する。
- ④取締役会は、法令、定款のほか「取締役会規程」に定める当社グループ全体の大きな方向づけや大規模投資案件などの重要事項を決定する。また、決定した方針に基づく事業や業務の執行に関する事項は、「グループ会社管理規程」と「職務規程」に明確に定め、経営陣に委任し、必要に応じ取締役に報告させる。

### 7. 取締役の役割

- ①取締役は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、その期待される能力を発揮して、取締役会メンバーとしての職務を遂行する。
- ②取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くす。

### 8. 独立社外取締役の役割

- ①独立社外取締役は、自らの知見に基づき、経営の方針や改善について、助言を行う。
- ②独立社外取締役は、経営陣の選任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。

- ③独立社外取締役は、会社と経営陣等との間の利益相反を監督する。
9. 監査役の役割
- ①監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、自らの職務に必要な情報を収集するとともに取締役の職務の執行を監査する。
- ②監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要に応じ取締役等に適切な意見を表明する。
- ③監査役は、取締役等から受領した報告内容の検証や会社の業務・財産の状況に関する監査などを通じ、取締役、執行役員、従業員に対し、助言や勧告等の意見を表明するなどの必要な措置を講じる。
10. 取締役会の構成
- ①取締役会は、その役割を果たすため、経営企画、経理、財務、人事、総務、IRなどの重要業務や事業会社の経営に必要な知識・経験・能力を有する者、独立社外者など非業務執行の立場から幅広く客観的な監督と助言ができる者で、女性などの起用も含めて構成する。
- ②取締役会の人数は、全体としての知識・経験・能力の考え方から、重要な業務執行者、主要な事業会社の責任者および2名以上の独立社外者を含む非業務執行者をバランス良く選任するため、現状では10名前後とする。
11. 指名委員会と報酬委員会
- ①当社は、独立社外取締役からの適切な助言を得るため、取締役会の諮問委員会として指名委員会と報酬委員会を置く。
- ②指名委員会と報酬委員会は、独立社外取締役と社内取締役で構成し、その半数以上を独立社外取締役とする。
- ③指名委員会は、取締役候補の指名と執行役員の選任・解任を検討し、取締役会に答申する。
- ④報酬委員会は、取締役の報酬の体系と個人別の状況を検討し、取締役会に答申する。
- ⑤社内取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成する。独立社外取締役については、固定報酬とする。
- ⑥報酬額は、株主総会にて決議された総額の範囲内において、外部調査データにおける他社水準を参考として算定する。
12. 取締役候補の指名方針と手続
- ①社内取締役候補については、豊富な経験や専門的な知識とともに、経営判断能力・人格が優れていることを前提として、重要な業務執行者や主要な事業会社の責任者などを担う者を指名する。
- ②独立社外取締役候補については、経営に対し客観的かつ多角的な視点を持つとともに、別紙の独立性判断基準をクリアすることを前提として、独立社外取締役の役割を担うことができる人格・見識・能力を有する者を指名する。

- ③取締役候補については、毎年、指名委員会に諮った上で、取締役会にて決定する。
13. 執行役員の選任方針と手続  
執行役員については、実績や経歴などを踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行い、最適なグループ経営を執行する者を、毎年、指名委員会に諮った上で取締役会にて選任する。
14. 監査役候補の指名方針と手続
- ①監査役候補については、会社の業務執行の適法性や妥当性について、客観的かつ中立的な観点からの確に指摘と監査を行うため、優れた人格・見識、専門的な能力および高い倫理観を有する者を、財務・会計に関する十分な知見を有する者1名以上含めて指名する。
- ②監査役候補については、指名委員会に諮り、監査役会の同意の上で、取締役会にて決定する。
15. 独立社外役員の他社兼任  
独立社外役員が他の上場会社の役員を兼任する場合、当社の取締役または監査役としての役割・責務を遂行するために必要な時間と労力を確保できる適切な兼任数を超えないものとする。
16. 独立社外取締役の社内情報へのアクセス  
当社は、独立社外取締役が、社内取締役、執行役員、従業員に求める社内情報について、直接または当該担当部署を通じて円滑に提供できる体制を確保する。
17. 独立社外役員間のコミュニケーション  
当社は、独立社外役員が独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識共有を図るため、独立社外役員のみをメンバーとする会合を適宜開催する。
18. 取締役会の審議の活性化
- ①取締役会議長は、取締役会において、建設的な議論・意見交換が積極的に行われるよう会議運営に努める。
- ②取締役会議長は、事業年度が始まる前に、次年度の年間取締役会開催スケジュールと主な議題を定め、取締役と監査役に周知する。
- ③取締役会議長は、取締役会において充実した議論をするため、取締役会に関する資料を原則として開催日に先立って配付する。
19. 取締役会の評価  
当社は、毎年1回、調査票による取締役会メンバーの自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性を分析・評価し、取締役会の機能向上に努める。また、その評価結果の概要を適切に開示する。
20. 取締役、監査役等の研修  
当社は、取締役、監査役、執行役員に対し、法的責任をはじめ、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントなど、それぞれ

に求められる役割と責務を理解できる機会と、当社グループの事業内容、組織、財務状況などに関する知識を得る機会を必要に応じ提供する。

21. 会計監査人

当社は、独立性および専門性ととともに、多様な情報を提供できるグローバルなネットワークを所有し、高品質な監査を遂行する監査法人を会計監査人として選任する。また、会計監査人が経営陣、監査役、内部監査部門などと情報交換や十分な連携を行う体制を確保する。

22. 上場株式の政策保有

- ①当社は、財務活動の円滑化、取引先および事業上の提携先との関係強化、その他当社の対株主責任に照らして合理的と判断する場合、上場株式を保有する。また、毎年、取締役会において、保有意義の精査・検証を行うとともに、当該検証の内容について開示する。
- ②当社は、保有する上場株式の議決権行使において、当該議案が当社グループとの関係・取引に悪影響を及ぼすと考えられる場合、または明らかに株主共同の利益を損なうと考えられる場合を除き、当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、肯定的に判断して行使する。

23. 関連当事者の取引

当社は、当社および主要な事業会社の取締役・監査役が当社および主要な事業会社との重要な取引を行う場合は、当社の取締役会の承認を必要とする。また、承認した取引は、その取引状況を当社の取締役会に報告させる。

24. 改廃

本方針の改廃は、取締役会にて決定する。

別紙

### 独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準（独立性判断基準）を次のとおり定める。

社外取締役および社外監査役が独立性を有するという場合は、当該社外取締役および社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととする。

- ① 当社またはその子会社の業務執行者
- ② 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
- ③ 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者
- ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑤ 就任前10年間において①に該当していた者
- ⑥ 就任前1年間において②から④までに該当していた者
- ⑦ 現在または就任前1年間において、①から④に該当していた者（重要でない者を除く。）の2親等内の近親者

（注）

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得た者をいう。